

審査の申請を行うことができる刑事施設の長の措置

措置	説明
領置金使用不許可措置 領置金品交付不許可措置	領置金の使用の不許可 領置金又は領置物を他の者（同一刑事施設に収容されている者を除く。以下、同じ。）へ交付することの不許可
自費治療不許可措置 自費治療中止措置	刑事施設の職員でない医師又は歯科医師による診察（自費治療）の不許可 自費治療の中止
宗教行為不許可措置	一人で行う礼拝など宗教上の行為の不許可
書籍等閲覧不許可措置 新聞紙制限措置	書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。））の閲覧の不許可（一部不許可を含む。） 購読できる新聞紙の制限
書籍等翻訳費用負担措置	書籍等の翻訳費用負担を命ぜられること
処遇隔離措置	規律秩序を害するおそれ又は他の被収容者から危害を加えられるおそれがあることを理由とする他の被収容者からの隔離（昼夜間独居に収容し、さらに他の被収容者から厳格に隔離して処遇する措置）
作業報奨金支給 （ 釈放後に審査の申請）	釈放の際（受刑者以外の被収容者となったときは、その際）に受ける作業報奨金の支給
障害手当金支給	作業上負傷又は疾病し、その負傷又は疾病が治ったが、身体に障害が残った場合に受ける障害手当金の支給
特別手当金支給 （ 釈放後に審査の申請）	作業上負傷し又は疾病し、その負傷又は疾病が釈放の際に治らない場合に受ける特別手当金の支給
発信（又は受信）相手方不許可措置 発信（又は受信）内容不許可措置 発信書作成方法等制限措置 文書図画交付不許可措置	刑事施設の規律秩序を害し、又は矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者との信書の発信又は受信の不許可 検査の結果、その内容により当該信書の発信又は受信の不許可（一部削除又は抹消を含む。） 発信する信書の作成方法又は通数の制限 作成した文書や絵画を他の者に交付することの不許可
不許可信書等引渡不許可措置 （ 釈放後に審査の申請）	発信又は受信を不許可（一部削除又は抹消を含む。）とした信書又はその複製を釈放の際に引き渡されないこと
面会等通訳費用負担措置 信書翻訳負担措置	外国語による面会又は電話等による通信における通訳又は翻訳の費用負担を命ぜられること 外国語による信書の発信又は受信における翻訳の費用負担を命ぜられること
懲罰	反則行為に対する行政罰（閉居罰、作業報奨金の削減など）
反則行為物没収措置	懲罰を科された場合における反則行為関連物の没収
取調隔離措置	反則行為の疑いのための調査を理由とする隔離

作業報奨金支給、特別手当金支給、不許可信書等引渡不許可措置については、監獄法においては情願の対象とならない（情願をすることができるのは在監者に限られるため）。